

# 民事訴訟のIT化に対する 弁護士会の対応状況等

弁護士 鈴木 覚

## 1 海外の状況(日弁連の視察)

はじめに、日本弁護士連合会で視察した、諸外国における民事訴訟のIT化の状況についてお伝えする。

### (1) アメリカ

州と連邦とで異なるが、連邦では、1990年代に書面の提出を電子的に行うシステム(CM/E CF)が導入、1996年には全ての事件記録に閲覧・ダウンロードできるPACERがスタートしている。

### (2) 韓国

2010年から民事関係手続きに広くITが導入されている。書面とITが併存。裁判所にサイトに書面、書証を提出し、ポータルサイトで弁護士が自分に関連する事件の情報をいつでも確認できる。

### (3) シンガポール

2000年に裁判記録の電子化(e-Filing)システムが導入され、2013年からはe-Litigationとして新裁判システムが始動している。

## 2 弁護士業務における これまでのITの運用状況

弁護士会におけるADR(紛争解決支援センター)や住宅紛争審査会)ではこれまであまりIT機器は利用されてこなかった。

他方、個々の弁護士業務あるいは弁護士活動において、ITはかなり利用されてきている。弁護士業務としては、パソコンは不可欠、依頼者管理・事件管理データベースやアプリ、判例検索(かつてはCD-ROMやDVDだったのが現在はWebサービス)、オ

フィスソフト、電子メール、スマホ、タブレット、ホームページ、SNSなど。弁護士活動において

も、メーリングリスト、チャット、電子ファイルの共有フォルダ、skypeを使った会議などが行われている。

弁護士会内の活動においても、メーリングリスト、skypeやテレビ会議システムを使った会議が活用されている。

## 3 弁護士会における 民事訴訟手続のIT化 の検討及び協議

日本弁護士連合会では、IT化への検討対策を行うワーキンググループが発足し、定期的に会議を開催されている他、メーリングリストで活発な情報や意見交換がな

されている。

仙台弁護士会では、平成30年8月に民事裁判IT化検討プロジェクトチームが設置され、同年10月からは裁判所とのランチミーティングを定期的に開催している。その上で、裁判所との合同でこれまで3回の模擬裁判を実施し、令和元年12月20日には4回目の模擬裁判が予定されている。

## 4 (フェーズ1) 現行法下に おけるマイクロソフト [Teams]を利用した訴訟 手続の見直しと弁護士の対応

フェーズ1では、当事者の一方又は双方の出頭を要しない以下の4つの手続等において適用され、期日や協議等にウェブ会議を用いることが想定されている。

- (1) 弁論準備手続における音声の送受信による期日 当事者一方不出頭
- (2) 書面による準備手続における協議 当事者双方不出頭
- (3) 進行協議における音声の送受信による期日 当事者一方不出頭

(4) 事実上の打合せ 当事者双方  
不出頭

なお、書面や証拠の提出方法は、従来と変わらない。

フェーズ1では、マイクロソフトの「Teams」というチャットアプリを用いることとなっている。同アプリはウェブ会議機能やファイルの共有機能もあることから、これらの機能を活用してフェーズ1でのウェブ会議等を運用することとなる。

5 IT化実現に当たっての

問題点や検討課題

民事裁判のIT化に当たっては以下に挙げるような問題点や検討課題がある。

(1) 市民の裁判を受ける権利への配慮

ITが苦手な人や高齢者・障がい者が裁判を利用する妨げにならないような工夫や仕組みが必要である。

(2) 民事裁判の諸原則等の整合性の検討

裁判の公開、直接主義、弁論主

義等の民事裁判の諸原則との整合性がとれるか（法改正の要否を検討）。

(3) 閲覧自由という現状の当否

何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法91条1項）を維持してよいか。アメリカのような制度の当否（ネット社会における複製の容易性や伝播可能性を考慮した見直しが必要か）。

(4) 情報セキュリティ対策

漏洩、なりすまし、改ざん等に対する対策が必要

(5) 誤送信のリスクや到達確認

難さへの対応

(6) 濫訴的な訴え増加の懸念

(7) 裁判所施設（特に支部や出張所）の統廃合のおそれ

(8) IT化推進のための司法予算の確保、裁判所の人的・物的設備の充実が不可欠。

(9) IT裁判対応支援を名目とした非弁行為のおそれへの対策

(10) 弁護士事務所の変革化への対応（ITの習熟、設備の導入）

6 弁護士として希望する

民事訴訟のIT化について

個人的な希望としては、韓国の

ような民事裁判のIT化が望ましいと考えている。具体的には、[eCourt](#)ブラウザを使用した裁判のポータルサイトの設置、電子裁判を利用するかどうかは任意選択可、主張書面・証拠は電子ファイルでアップロードする方法により提出、当事者及び代理人は24時間いつでも当該電子ファイルにアクセス化、電子裁判ウェブサイトにおけるe事件管理、[eCourt](#)会議を利用したe法廷などである。

講演

民事訴訟手続のIT化について

仙台高等裁判所長官 秋吉 淳一郎

1 IT化をめぐる議論の背景

平成10年に施行された現行民事訴訟法の下での実務は、基本的には紙ベースであり、例えば、訴え提起

は、訴状を裁判所に提出してしなければならず、送達のために被告の数に応じた副本を添えるほか、民訴費用法の定めに従い手数料と

して収入印紙を訴状に貼付し、訴状の送達や期日の呼出に用いるための郵便切手を予納する必要がある。